

ごあいさつ

司法書士の景山悟と申します。

千葉県習志野市東習志野に和久咲（わくさき）法務事務所を開設しております。

微力ながら地域の皆様の笑顔で豊かな生活のお手伝いができると思っています。

弊所の「わくさき」とは、父方の実家の屋号の一部である「和久」を拝借し、それに皆様もそして私自身も心身ともに豊かな生活を送り、多くの実りが「咲く」ようにとの想いで名づけました。

学生時代は水泳部に所属してました。ボランティアなどで、介護の現場も経験しました。サークル活動では小中学生への水泳指導、林間学校の引率補助、アルバイトでは短期間ではありますが、某夢と魔法の国のキャストにもなりました。

学校卒業後は、皆様の現実の夢のお手伝いとして大手資格学校の事務員をしていましたが、受講生の情熱に突き動かされ、私自身も資格を取得し、司法書士となりました。

司法書士として千葉県と東京都の2つの事務所を経験しました。2つの事務所の間では、今度は講師として資格学校に勤務もしました。

相続や遺言、不動産登記・商業登記等の登記手続きのサポートを通して皆様のお役に立てればと思っています。

よろしく願いいたします。

司法書士和久咲法務事務所
代表司法書士 景山 悟

和久咲法務事務所は、「笑顔咲く」のお手伝い

相続・遺言



土地や家屋の名義人の方がなくなった場合、相続人の方などに名義変更の手続き(相続登記)をされることをお勧めします。

「今、この土地(家屋)は使っていないから…」
といてそのままにしておく、次の相続、また次の相続…と生じかねません。

不動産登記では、中間の出来事(相続)を省略して登記をすることができません。つまり、名義変更を放置して複数回の相続が生じれば、その分、相続登記をする必要があります。

その場合、相続人の数も必要な書類も最初の相続の時と比べものにならないくらい大変になることが多いです。

また、名義変更をしていないことにより、不動産の売却等の手続きがスムーズに進まない可能性もあります。

お早目のお手続きをお勧めします。

一方、すでに数回の相続が生じてしまっているような場合もお気軽にご相談ください。

そのほか、遺言や終活のことなど、テレビやネットで聞いて気にはなるけど誰に聞けばいいのかわからない、そんなモヤモヤもお気軽にご相談ください。

ローン完済 不動産登記に関すること



住宅ローンを完済した場合、抵当権抹消登記をする必要があります。完済しただけでは、自動的に登記はしてもらえません。

抵当権抹消登記では、借入先の金融機関の書類も必要であることから、完済後、金融機関から送られてくる書類によって速やかに登記をする必要があります。

そのままにして、後日(数年後など)登記をしようとすると、再度金融機関に対して書類を請求しなければならない場合もあります。

一方、しばらく放置してしまった登記がある場合もお気軽にご相談ください。

そのほか、売買・贈与による名義変更など不動産登記に関することはお気軽にご相談ください。

会社のこと

設立・役員変更・増資など



会社を新規で設立したい、役員の変更をしたい、増資をしたいなど、会社の登記もお任せください。

近年、会社関連の法令も改正が続いています。貴社の現状の確認などについてもお気軽にご相談ください。